

# 鳥取市社会福祉審議会規程

## (目的)

第1条 この規程は、鳥取市社会福祉審議会条例（平成29年鳥取市条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定により、鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (副委員長及び副分科会長)

第2条 審議会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、条例第5条の規定により指名された者とする。
- 3 各専門分科会に副分科会長を置く。
- 4 副分科会長は、専門分科会長がその専門分科会に属する委員から指名する。
- 5 副分科会長は、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときにその職務を代理する。

## (部会の設置等)

第3条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため、指定医師等審査部会を置く。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

## (分科会の分掌事務)

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 民生委員に関する事項を調査審議すること。
  - (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項並びに同法第7条第1項及び第2項の規定による意見に関し、審議すること。
  - (3) 民生委員法第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。
  - (4) 民生委員法第12条の規定による通告等を行うこと。
- 2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
    - (1) 障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。
    - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
    - (3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。

3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定による意見に関し、審議すること。

(3) 老人福祉法第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。

(2) 児童福祉法第34条の15第4項、同法第35条第6項、同法第46条第4項及び同法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、同法第21条第2項及び同法第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までの規定による意見に関し、審議すること。

(5) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号の規定による調査審議を行うこと。

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条の規定による意見に関し、審議すること。

#### （部会の分掌事務）

第5条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

(1) 第4条第2項第1号に規定する事項のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条の規定による指定自立支援医療機関の指定、同法64条の規定による指定自立支援医療機関の変更及び同法第68条の規定による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。

(2) 第4条第2項第2号の規定による意見に関し、審議すること。

(2) 第4条第2項第3号の規定による諮問に関し、審議すること。

#### （専門分科会の招集）

第6条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が招集する。

(部会の召集等)

- 第7条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、招集する。
- 2 部会は、部会長が議長となる。
  - 3 部会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 4 部会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会の決議等)

- 第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第3項の規定により、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。
- 2 他の専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

- 第9条 指定医師等審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行する。

